

インスパイア国際特許事務所

〔特許制度基本情報 - ベトナム〕

〔特許要件〕

1. 保護対象

発明は、「自然法則の適用により課題を解決するための、物又は方法の形態としての技術的解決策である」と定義されています(4条 12項)。

2. 産業上の利用可能性

発明は、産業上の利用可能性を備えていなければなりません(58条 1項(c))。

3. 新規性

発明は、新規性を有するものでなければなりません(58条 1項(a))。

出願日又は優先日より前に、ベトナム国内又は外国で、使用、書面、又は他の形態で、公に開示されていなければ、発明は新規であるとみなされます(60条 1項)。

4. 拡大された先願の地位

特許庁に係属中の先願が、後に出願公開され公に利用可能となった場合、当該先願の内容が先行技術とみなされます。

5. 進歩性

発明は、新規性を有するものでなければなりません(58条 1項(b))。

出願日又は優先日より前に、世界のいずれかの国において開示された全ての技術的解決手段と比較して、その発明が発明的な進歩をなすものであり、当業者により容易に創作することができないものであるとき、発明は進歩性を有するとみなされます(61条)。

6. 先願主義と二重特許の禁止

同一発明について異なる出願人により2以上の出願がなされた場合、最先の優先日又は出願日の有効な出願に対してのみ特許が付与されます(90条)。

7. 不登録事由

社会の道徳、公共の秩序、又は国家の防衛若しくは安全保障に反する発明は、特許を受けることができません(8条)。

〔特許出願〕

1. 概要

(1) 出願書類

特許出願には、以下の書類を含めなければなりません(100条)。

- ① 登録を求める宣誓書
- ② 発明の明細書(名称、明細書、クレーム、要約書、及び必要な図面を含む)
- ③ 代理人の委任状(特許代理人を通じて出願する場合)
- ④ 優先権を主張する場合は、優先権書類の認証謄本
- ⑤ 生物学的材料に関する特許出願については、生物学的材料のサンプルなど

(2) 出願言語

出願はベトナム語で行わなければなりません(規則12、細則5.1)。

委任状及び譲渡証はベトナム語以外の言語で作成してもよく、この場合にはベトナム語の翻訳文を添付しなければなりません(細則5.2)。

2. 主たる出願書類の内容

(1) 明細書

明細書には以下が含まれなければなりません。

- ① 登録を求める主題又は複数の主題を簡潔に表現する発明の名称
- ② 発明の技術分野
- ③ 発明の背景
- ④ 発明の概要
- ⑤ 図面がある場合には、図面の簡単な説明(102条2項(b))。
- ⑥ 発明の詳細な説明
- ⑦ 実施例
- ⑧ 発明から得られると考えられる利点(効果)
- ⑨ 遺伝子配列、又は遺伝子配列の一部に関する特許出願については、W I P Oによる「特許出願における核酸配列表及びアミノ酸配列表の提示基準」に従った配列表
- ⑩ 要約(102条4項)

(2) クレーム

① 独立クレームと従属クレーム

各独立クレームには1以上の従属クレームを従属させることができます。

② クレームの数

ベトナムでのクレーム料金は、独立クレームの数のみによって計

算されます。

③クレームの記載形式

クレームの構成に関しては、「ツーパーツ」形式が推奨されていますが、義務ではありません(細則 6(7)(c))。

(3) 必要な図面

図面は、発明をよりよく容易に理解できるように、別個の書類とする必要があります。

3. 単一性

緊密に連携している単一共通発明概念を形成する 1 群の発明は、1 の特許を請求することができます(101 条 2 項)。

〔特殊な出願〕

1. 分割出願

出願後、拒絶通知又は特許付与の決定があるまでは、分割出願を行うことができます(115 条 1 項(b))。

2. 変更出願

出願後、拒絶通知又は特許付与の決定があるまでは、特許出願を実用新案出願に変更でき、あるいは、実用新案出願を特許出願に変更することができます(115 条 1 項(dd))。

3. 国内優先出願

国内優先出願も認められています(91 条 1 項)。

4. 外国語書面出願

外国語書面出願は規定されていません。

5. 仮出願

仮出願は規定されていません。

6. 秘密特許

秘密特許は規定されていません。

〔出願審査〕

1. 概要

方式審査を経て実体審査が行われます。

実体審査については、審査請求制度が採用されています。

2. 方式審査

出願日の認定要件が審査されます。

3. 審査請求

出願日（優先権主張時は優先日）から42か月以内に、出願人又は第三者は、審査請求を行うことができます(113条1項)。

4. 先行技術文献の提出

出願人には、先行技術文献の提出義務は課せられていませんが、自主的に他国における対応特許出願の審査結果や登録事実を提出することができます(細則23(2))。

5. 実体審査

審査請求が公開日前に行われた場合には公開日から18か月以内、審査請求が公開日後に行われた場合には審査請求日から18か月以内に、実体審査が行われます(119条2項(a))。

拒絶理由がある場合には、拒絶理由が通知されます(117条3項(a))。出願人は、指定期間内に、補正により拒絶理由を解消することができると共に、拒絶理由に反論することができます。

指定期間内に反論がなかった場合や、反論が正当でない場合には、拒絶査定が通知されます(117条3項(b))。

指定期間内に正当な反論が行われた場合には特許査定が通知され、登録料の納付があった場合には、発明特許証が付与されます(117条3項(c)、細則37)。

〔審査結果に対する不服申し立て〕

1. 審判（第1審）

出願人は、審査官による最終的な拒絶通知に不服がある場合には、産業財産庁長官に対して審判（第1審）を請求することができます(規則27(1)(a)、細則43)。

2. 審判（第2審）又は行政訴訟

出願人は、第1審の決定に不服がある場合には、科学技術環境大臣に対して審判（第2審）を請求することができ、あるいは、行政訴訟を提起することができます(規則27(1)(b))。

〔備考〕

1. 根拠条文等

この情報は、以下の法律に基づいて作成しております。その後の改正にご留意下さい。

知的財産法(法律36/2009/QH12号、2009年6月19日可決、2010年1月1日施行)

産業財産に関する行政上の罰則措置政令(2010年9月21日政令
No.97/2010/ND-CP、2010年11月9日施行)

産業財産規則(2001年2月1日改正)

発明と実用新案に関する産業財産細則(2003年11月27日施行)

回状(01/2007/TT-BKHCHN等)

2.参考文献等

外国産業財産権制度情報(特許庁)

外国特許制度【アジア編】(齊藤達也編著、発明協会、2009年11月)